
三木市人権尊重のまちづくり推進審議会議事録

■ 開催日時

令和3年3月25日（木） 15：00～16：45

■ 開催場所

三木市立教育センター 4階 大研修室

■ 出席者

（委員） 14人

實井 憲二 副会長、井岡 誠 委員、赤松 慶宣 委員、
春川 政信 委員、河合 照代 委員、長田 幸恵 委員、
梶 孝夫 委員、田中 節代 委員、井上 要二 委員、
小紫 達矢 委員、石原 直美 委員、岡田 敏子 委員、
福山 純子 委員、清水 育美 委員

（行政） 12人

大西副市長、西本教育長、山本総合政策部長、石田総務部長、
岩崎健康福祉部長、小山商工振興課長、増田都市整備部長、
上田上下水道部長、藤原消防長、石田教育総務部長、
横田教育振興部長、安福市民生活部長

（事務局） 6人

平井人権推進課長、平石人権推進課長補佐、畠中人権推進課長補佐、
藤田人権推進課長補佐、平田人権推進課係長、竹尾人権推進課係長

1 開会

2 あいさつ

副会長挨拶、副市長挨拶

3 審議事項

令和2年度「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」年間の取組
状況について

事務局より説明

今回 6 名の委員から意見書を提出いただいております。順番に審議を進めていきたいと思っております。

(5 高齢者の人権 命のカプセル)

命のカプセルは高齢者だけでなく、障害のある家族を持つ者にとっても、母子父子家庭で幼い子供のいる家庭にとっても、安心できる取組であると認識しています。災害時だけでなく、例えば、母子父子親子だけで生活している家庭で、親の方が救急車で運ばれた場合、子どもだけが取り残されないか。私どもの場合でしたら成人しておりますが、重度の障害がありますので、万が一、救急車を呼んだ後で、私が意識を失うことがあった場合、残された子どもが助けを求めることもできないし、それこそ水分を自分で取ることもできないような重度障害の子どもです。そんな子どもが、代表者だけ運ばれるようなことがあってはならないという、命のカプセルの中に、そういったことも書かれてあるものが入っているのですが、私ども育成会というのは三木市だけでなく、兵庫県、近畿、全国と、全国規模である育成会の親の会です。その中で、情報交流会があった時に訪れたところで、私は三木市に引っ越してから命のカプセルを知ったのですが、近隣の市町村だけではなく、兵庫県下でも、命のカプセルが徹底されてるところはほとんどなかったです。特に政令福祉都市は、命のカプセルシステムそのものすら知らなかったというケースがありました。命のカプセルを申し込むと、救急隊や要援護者の救助に来られた方が、玄関を開けたところに、三木市のマークで命のカプセルっていうシールが貼ってあり、それがあると、冷蔵庫の中に命のカプセルが置いてあるというのがルールになっています。そういう一連のルールというのを、近隣の市町村も知らなかったし、いわゆる政令福祉都市として言われているところも、全くそういう方法があることを知らなかった。だから私は改めて三木市というのはとても安心して、もしもの時にも体制をとってもらえるように、よく考えられているシステムなんだなということを、そのとき参加されていた兵庫県下すべての市町村の方々が、三木市のこの命のカプセルのシステムを徹底できているっていうところを、それぞれに持ち帰って取り入れて欲しいというふうに、市町村に訴えたいというふうに言うぐらいよかったです。実際、三木市の育成会の中でアンケート調査をしても、命のカプセルの仕組みは知っ

ているが、使っていない。そんな仕組みがあることも知らなかったという方が半数以上、うちの会員の中でもアンケート結果として出たところが非常にもったいない話だなと思いましたので、もっと知っていただけるようになったらなと思っております。障害福祉の方の三木市全体のアンケート調査にも、知名度の低さが課題に挙がっていたと思うのですが、何かいい方法をとっていただけたらと思います。

(6 障がい者の人権 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消事業)

次にあります障害者差別解消法に基づく障害者差別解消事業の中で、障がいのある方の雇用を積極的に推進するために、「障害者雇用促進助成金制度」の周知について、三木商工会議所を通じて市内の商工会議所加入企業にチラシを配布するとなっているが、こちらは障害者差別解消支援地域協議会の方でも聞いたのですが、このチラシが届いていないと聞いたものですから、一応確認として、このチラシは実際に実施された内容なのかどうか。不備があったので結局チラシ作成までいかなかったと聞いたものですから非常に残念だなと思いましたので、確認として挙げさせていただきます。

(6 障がい者の人権 障害福祉サービス事業)

次に、【課題】に「事業所の不足するサービスについては積極的な新規開設が必要」と書かれていたのですが、障害者福祉サービス事業のどの分野の事業が必要と感じられているのか。また、積極的に取り組むと書かれてあったのですが、積極的とは具体的にどのようにされるおつもりなのか。「にじいろ」のような市立の施設を立ち上げるのか、それとも新規参入の事業所に対する助成金を増額するのか、その具体的な内容を、積極的な内容を、お聞かせいただきたいと感じました。現在ある助成金というのは少ないので、新しく三木市の方で事業所をと思っても、積極的に取り組んでおられるところはもっと助成金が多い。三木市は近隣の北播の中でも少ない方なので、本気で取り組んでいかれるのであれば、その助成金の見直し、確かに施設を立ち上げるには何千万円というお金がかかるので、その運転資金、すべてとは言いませんが、数十万円の助成金では三木市の方ではとても無理だということで、ぎりぎり小野市の方に立ち上げられたとかっていう話も聞くということは、三木市の助成金はそんなに多くはないのかなと。だったら、近隣には、神戸市や小野市には事業所ができる一方で、三木市に事業所ができないのはそれが原因なんだと感じましたので、一応質問事項として挙げさせていただきます。

(6 障がい者の人権 障がいを理由とする差別の相談)

次に、障害を理由とする差別の相談というところで、相談窓口の認知度が依然低いという課題があるが、障がい者の家族にとっては、相手が企業の場合は、そのような窓口があることすら分かっていない。最近できたのよ、今はそういう相談窓口もあるのよと。差別解消法という法律もできたよっていう、認知度もやはり低いです。だから、窓口があっても当然知らない方が多いという形になります。今まで私たちが取ってきた行動は、例えば、障がい者の団体名でファミレスに予約をします。喫煙席は一番奥の部屋に持っていかれていますね。彼らは、いろいろな合併症も抱えておりますので、「すみません。禁煙席でお願いできませんか」というふうに言っても、「いや、他のお客さんもいらっしやいますから」という言われ方をします。他のお客さんがいるから、あんまり人気のない喫煙席で、しかも一番奥の煙がこもっている部屋のスペースに案内されるということで、これもいかがなものかと思えます。そういう場合はそのファミレスの本社にクレームの電話を入れさせていただいていたんですけれども、今はそういうことをされて、不快に感じてもう結構ですって言って帰るとか、障がい者の団体で申し込んでいるのだから仕方がないね、と諦めて食事をするのかは、今は窓口があるんだよということをもっと多くの方に知って欲しいなと思えます。差別されていることをすでに差別と感ぜないぐらい、麻痺するぐらい、そういうふうな扱いを受けてきてしまったら、声を上げていいんだよっていうことすら言えなくなっているというケースもありますので、そういう相談窓口ができたということをもっと積極的に、いろいろ知らせていただけたらなと感じましたので、このテーマを挙げさせていただきました。

私の方から命のカプセルについてご説明させていただきます。ただ今貴重なご意見いただきましてありがとうございます。命のカプセルとは、こういうようなもので（見本掲示）、冷蔵庫の中に入れていただくようになっています。中には、いわゆる「暮らし安心シート」で誰に災害の時に助けていただくのかということとか、飲んでいる薬はこれですよとお薬手帳の写しとか、入れておいていただくことになっております。これは市で言いますと危機管理課か、あるいは各公民館で言っていただくと、手に入るようになっております。今言われましたように、実際のところ利用されている数が、今現在で 3,170 個ほどです。まだまだ少ないのかなあと感じております。市も広報誌で周知や、

神戸新聞にも取り上げていただいたり、市が主催する防災訓練や各地域で行われる防災訓練においてPRしておりますが、なかなか伸びないし、災害時の要援護者だけではなく、どなたでも、申し込んでいただければ手に入るようになっていきます。実際に440件ほどは、一般の方が使われています。もっと積極的に我々もPRをしていきたいと思っていますので、ぜひ皆様方もお知り合いの方に勧めていただくなど、ご協力いただければと思っています。本当にありがとうございます。

私の方からは、障がい者の人権の部分から3点いただいておりますので、回答します。よろしく願いいたします。障害者雇用促進助成金制度について、令和2年11月の20日に三木商工会議所にチラシを配布いたしました。誠に申しわけございませんが、その時の申し込み受付期間を、年度を誤っておりまして、令和3年2月26日とするところを令和2年3月26日というような形で、年度を誤っておりまして。これにつきましては、11月20日に配布したもので、一部事業所様の方からお問い合わせがあり、年度の間違いでございますということで、この3月26日まで、申し込みを受け付けさせていただいております。幸いにも三木市の事業者におかれましては、この企業を45.5人以上を把握しておりますけれども、三木市の場合は、その雇用の基準を53.8%、兵庫県が51.2%でございますので、三木市の方がこの雇用率を高い数値でご協力いただいておりますことを重ねてご報告させていただきたいと思っております。それから、こういった形で、ただ単に雇用するだけではなく、障がい者を雇用した場合の就労支援、仕事場の環境でありますとか、その方の問題点につきましても、就労支援員が定期的な訪問をして、現在フォローしているところでございます。

続きまして、障害福祉サービス事業所についてでございます。不足しているということで認識している主なところは、短期入所、それから、計画相談支援事業所、要するに生活ホームで、介護でいいますと、介護認定をして、この人にどのサービスを提供するのかという、プログラム、計画を立てる人が、障がいのある方にとって、各種サービスをどう提供していくのか、そういう計画を作る人が実は少なく、課題として感じております。実際、事業所につきましては、1人あたりの計画策定の単価が、国の見直しによって大分下がってきております。これは介護におきましても同様で、計画策定についての給付単価が下がっておりますので、事業所さんも非常に苦勞されているということが課題だと考えております。直営でやっている基幹相談支援センター

と協力しながら、計画策定については支援をしているところでございます。それから、先ほどの「にじいろ」のような、市立の施設ということで、ご意見をいただいております件でございますけれども、やはり市としましては、現在、市が協議体を作っている自立支援協議会で、こういった仕事のこととか、暮らしのこととか、そういった部会を設ける中で、こういった福祉サービスが不足するののかという意見をしっかり聞いてまいりまして、三木市の現状とニーズにあった形での検討をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

最後の4点目の、相談窓口についてでございます。こういった障がい者の差別に関する相談窓口につきましては、三木市内の障害福祉サービス事業所、こういった「福祉のしおり」（見本掲示）というのを出しているのですが、その中の80ページ86ページのところに、計画相談、障害児相談支援事業所という形で紹介しているのですが、それも含めて、しっかりと、啓発・周知を図る必要があると考えています。今後につきましては、事業所だけにではなく事業所以外の市内企業に関しても、差別解消のチラシも含めて配布することで、窓口の設置について周知を進めていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。私たちは命のカプセルをよく高齢者に持って行っています。命のカプセルは冷蔵庫の中に入れる。冷蔵庫は必ず台所にあるので、どこに置いてあるかわかる。ただ太い、ちょっと太い。それを高齢ご夫婦2人分入れるんです。1人1つなので、冷蔵庫の中の場所をとるから嫌がられるのです。同居している子どもさんとかが飲み物とかを入れるから、もう少しだけ細くなったらいいのになと、この前からずっと思っています。

ありがとうございます。それほど太いということもないかと思うのですが、確かに、これが2つ入っていたら、ちょっと嵩とるかなと思いますけれども、命のことですので、できたら何とかそういうのに入れていただけたらなと思います。また、在庫がはけたら、もう少し考えてみます。

（5 高齢者の人権 緊急通報体制整備事業）

緊急通報システムのこと、お年寄りの1人暮らしの方が増えて、緊急で夜に具合が悪くなった時に、助けて欲しい。助けて欲しいって言われるんですが、ただこの緊急通報システムの体制のシステムは、私が間違っていなければ、ご近所で誰か鍵を預かる方1名で、ご近所の3名の方の「同意しますよ」という署名がいるはずですけど、間違いじ

やないですね。それが貰いにくい。ご近所みんな高齢者だから、何かあったら助けてあげるよと言ってやものの、署名はしたくないんです。鍵も預かったところで、私高齢なので鍵を預かっても困るのよ。ずっといます。ないし、若い人もずっといないし困るのよ、と言われるのですが、何か良い方法はないでしょうか。結局、そこで止まってしまっていて上まで持ってあがっていないのです。どうしたらよいか悩んでいます。

介護保険課所管の件ですので、私の方でお答えさせていただきます。緊急通報システムというのは、お弁当箱ぐらいのサイズで、電話と繋がっており、その方がボタンを押せば、市が契約しているコールセンターに通報が入ります。コールセンターが電話に出て、「どうされましたか」と対応してくれます。コールセンターは、緊急性があればすぐ救急に連絡をしてくれます。ただ、必要に応じて先ほど委員がおっしゃられましたように、ご近所の人とか協力員の方にも電話し、「ちょっと具合が悪そうなんですけど、見に行ってもらえないですか」といった電話がかかってくるという人を3人予定してくださいというような中でのシステムを作っています。先ほどのその3人というのが非常に難しいと。例えば、民生委員さんが地域によってはおられますから、民生委員さんが全部協力員になられましたら、民生委員さんの負担が非常に大きくなるというような形になります。ただ市としましては、このシステムの中で、例えば電話をかけたら、アルソックが行くのかとか、警備会社が行くのかというようなことではなくて、そういったすべて何か第三者にお金を払ってじゃなしに、災害時も含め、地域の方が困ったとき、災害時に一緒に避難するよう声をかけてねというような、日頃からの繋がりが地域でなければ、市がすべてする、あるいは委託業者が全部するような形で進めていくことが非常に難しい。市としては、あてにしてくれて嬉しいなとか、あるいはいつもではないし仕方がないなとか、そういった形での絆づくり、昔であれば当たり前のようにご近所で話をしていたのが、こういった時代の中で、地域が預かると大変というような形になっている中で、こういった形のできる範囲の中での連携を進めていただきたいということをお願いしております。実数的には、今136件ということで書いておりますけれども、委員がおっしゃるような確かにこの3年ほど見てみますと、平成29年が149名、平成30年は142名、令和元年が135名。今年ちょっとまた増えましたが、微妙に減ってきていた経過がござい

ます。民生委員さんにすべてしていただくのではなく、地域の繋がりということで、ご近所づき合いというのを、さらにご理解いただくような働きかけを今後進めていかなければならないと実感してございます。

よくわかっています。ただ本当に、助けてあげるけど署名するのは嫌だということで、どうしたらいいのかなと思って。はい、すみません。もうちょっと頑張ってみます。

(5 高齢者の人権 地域ケア会議)

質問を4点出させていただきました。よろしくお願ひいたします。まず1点目の地域ケア会議ですが、出席者がどのような方が、どのようなこととお話されているのかということがすごく知りたくて、書かせていただきました。回答欄にも載っておりますが、専門職、ケアマネージャーさん、いわゆる介護保険にサービスが繋がっていく主となる関係機関が出席されているということを確認させていただきました。前回の審議会でも、民生委員さんが、訪問された方のところで、いろいろ相談を受けて、介護保険サービスのこととかの相談を受けたりするということがありました。やはり地域の見守りをされている民生委員さんであったり、地域の実情をよくご存知の方の参加も今後検討されまして、検討している困難な課題を解決、専門職で解決するという中で今後、その地域の特性であったりとか、地域の傾向等の相談の傾向であったりとかも見据えて、地域で取り組んでいきたいとか、そういう方向性を探っていくことが必要になってくると思います。地域ケア会議の最終目標が、定着定義というところがあるかと思いますが、そういったところで、地域の特性とかを生活者としての、その人を見ていくという視点を持ちながら地域ケア会議にどういった方を出席いただくのかということのも、今後検討が必要だと思ひましてご質問させていただきました。

(5 高齢者の人権 高齢者ボランティアポイント事業)

次、高齢者ボランティアポイント事業について、これはどの市町村もよく取組をやっていらっしゃるのですが、現状としまして、参加者への周知であったりとか参加者がなかなか増えないということを知っています。どのような連携をされているのかなというところが知りたくて質問させていただきました。介護保険課の取組の中でボランティアポイントというのは、受け手側の高齢者というだけではなく、参加したり何かすることによって、それが本人の介護予防に繋がっている

という視点からのボランティアポイント事業だと思っておりますので、そういった啓発としまして、地域に向けた活動を勉強なさせて頂いて地域に役立つという形でされている高齢者大学であったりとか、あと各公民館でされている高齢者教室、老人クラブ等への啓発を実施されて、マンパワーをそこから拾い上げていくという方法がいいのではないかなと思っております。

(3 女性の人権 性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施)

その次女性の人権で、性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施というところで、センターができたと思うのですね相談センターが、その相談センターの周知方法というのが、私自身があまり存じ上げなかったもので、質問を挙げさせていただいております。他の市町村へ遊びに行ったりしますと、商業施設の中でよく個室のの前に貼ってあり、こういうところがあるというのを改めて認識させるような工夫がされているのを目にします。三木市として、どのような方法をされているのかを知りたくてご質問させていただいております。

(3 女性の人権 災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組)

次に、女性の人権について、災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組というところで、今回、東日本大震災の後のことではいろいろな特番が組まれているかと思うのですが、その中で私自身がそれを観ている中で、その報告をテレビで知ったということがひとつありました。私の中では、そういったことは、性善説と言ったらおかしいのですが、有り得ない想像しなかったことが、事実として報道されていたところがすごくショックでした。そういったことも含めて、今後大きな地震であったり、毎年、風水害が起こっているという実情の中で、今後もっともっと避難所の運営をしていかなければいけないなと思ひ、よくよく調べてみると神戸の震災の時にもやはりそういったことの提言があったと。でもそれは、なかなか大きなものではないところから、発信地というか出発点だったんだなというのをテレビで観ましたので、そういった視点というのはやはり今後生かしていかないとはいけないと思ひ、ご質問に挙げさせていただいております。

地域ケア会議について、ご回答させていただきます。回答記載欄に書いていますとおり出席者につきましては、医師をはじめ専門職、介護の主任ケアマネなど専門職の参加によって、専門的な見地から、実際にその方の必要なサービスを考えていくという形で、介護の専門員

だけでは医療的な部分かわからないので、その部分についてもこの医師会、歯科医師会、薬剤師会、理学療法士等を入れているということでございます。それと実際、こういった課題につきましても、専門的な話がほとんどです。どういったサービスをしていくのかと実数的に申し上げますと、対象としているのが平成28年度で49ケース、平成29年度47ケース、平成30年度で30ケース、今年度につきましてもコロナ等もございまして、件数としては減っていますが、介護の専門員が医学的な専門的な知識も含めたケアをしていきたいということでの会議は、地域ケア会議というような位置付けでしております。それから、地区によっては、細川地区、三木南地区、そして特に細川地区であれば暮らし生活部会とか、地域のそういった部会が協議体ですけれども、地域の区長さんとか民生委員さんと寄って、日頃の地域の中で問題はないかというような支え合いの協議体合わせて、地域の中で今立ち上がってきております。ですから、そういった地域の課題を考える、主体的に考える地域の団体と、この地域ケア会議をしっかりとつなぐことで、実際にご近所でお困りの方を助けていくというか、みんなが認識を持って、ここにはこんな方がおられるということは地域の中で、一定の個人情報も保護しながら、情報共有をしていくという形で、今、その体制を、協議体とこのケア会議と支えあう協議体という形で地域は二つで進んでいるところです。

それから、高齢者ボランティアポイント事業、非常に大事なところで、高齢者にいかに活躍の場を提供するかということで進めております。年間で限度額5,000円、1回行けば100円といった形でポイントをつけ、7施設ほどある特別養護老人ホームの方に行きますと、施設の方でハンコを押していただきます。それが、だんだんたまっていったって年間5,000円というような形のボランティアポイント、これにつきましては社協が窓口となり、集約、そして、声掛けをしていただいておりますが、まだまだ実数としましては減少傾向にあります。これらをしっかりと発信していくためには、今後、生涯学習課、福祉課、それから地区公民館にもこういった事業があるということを発信していきたいと思っております。それと、今は特養に限定しておりますが、高齢者が活躍する場をもう少し対象事業をふやしていくことも必要でないかということで、実際にこのような活動をされてる方に、他にもこういったものが増えれば、さらに手伝っていきたいというような方の事業内容についてももう一度検討していきたいと考えてございます。

3番・4番目についてご説明させていただきます。審議会の事務局を担当しておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。担当課の方には、配偶者暴力相談支援センターと書かせていただいております。これについては三木市役所の中にございますが、どこに設置されているとか、どこの課に属するとか、どこの部に属するというのは、一切秘匿ということで非公開情報ということで、そのことを念頭に置きながら、ご説明をさせていただきます。まず通称配暴センターですが、その啓発については相談室の連絡先を記載した啓発カードは電話番号しか書いていません。それを、市内の公共施設の女性トイレに置かせていただいています。被害者の方が人目を気にせずに、そのカードを手にとって持って帰っていただけるように取り組んでいるという次第です。平成30年には、市内のファミリーマートにも啓発カードの配置をお願いしたという経緯もございます。1年間を通しますと、11月には女性に対する暴力をなくす運動のその啓発活動の中で、三木警察署と合同で啓発カード入りのティッシュペーパーを、電話番号のみを書いたカード入りのティッシュペーパーをお渡しするというキャンペーンを行っております。今後は、市内のスーパーマーケットにお願いして、女性トイレへの啓発カードの設置を依頼するなど、啓発を進めていきたいと考えております。

次に震災の関係でお答えを申し上げます。災害時はDVそれから性暴力被害の防止については、市民意識の向上、避難所の運営体制の整備、相談体制の充実が三つの柱であると基本的に考えております。本当に想像もつかなかったことが起こるわけで、まずは市民意識の向上については、毎年講師の方をお迎えして避難所の生活に関するセミナーなどを開催しております。次に、現在避難所の運営体制につきましては、防災会議に男女共同参画センターの女性委員を任命しております。男女双方からの目で避難所の運営体制についての研修を行っているとともに、可能な限りその女性の職員を配置するという事で相談しやすい体制を整えています。最後に、相談体制の充実につきましては、日頃からセンターの周知啓発に取り組むとともに、長期の避難所生活となるような大規模な災害時には、相談員が直接避難所を訪問するなどして、被害が深刻化しないような早期の対応に取り組むことを考えています。

ありがとうございました。地域ケア会議につきましては、協議体が動きだしているということを知りましたので、今回ご説明があった地

域ケア会議は、個別の事例の課題を解決するのみにとどまってしまっている状況だと思います。ですから、それを積み重ねていって、協議体と協議して、その地域特性に合わせて、その地域をどう改善していくのか、みんなで見守っていくという連携ができて、みんなが同じような事例が出てきた時に、問題解決できるようなシステムが、今後もっともっと連携が取れて蓄積されていけばいいかなと思います。よろしくをお願いします。

(3 女性の人権 アフタースクール事業の運営)

まず 1 点目ですが、アフタースクール事業の運営ということで、ご意見、ご質問です。昨年 2 月から 5 月までは学校は休校措置ということで、子どもたちはこなかったんです。その間、子どもたちはずっとお家にいました。中にはアフタースクールを利用された家庭もたくさんあります。その中で、感じたことを意見に書かせていただきました。アフタースクールの入所に関わって、いろんな書類の中に誓約書というのがあります。その誓約書というのが、「入所児童が支援員の指導を守れず、他の児童に危害を及ぼすなどの集団生活を送ることができず、運営に支障をきたす場合」と、「その他、アフタースクールの管理運営上支障をきたす事象が生じた場合、この場合は、入所の許可の取り消しを受けても異議を申し立てることができません」と、そういう誓約書のもと、入所することになっています。私、これを見たときに、すごい違和感を覚えました。もちろん、クラスにもいろんな子どもがいます。集団生活に馴染めない子が確かにいます。だけど、私たちはそれでも何とか、みんなで仲良く共生することをめざして日々悩みながら、いろんなことをしているつもりです。そういうところからして、私はこの誓約書だけはどうしてもすごく違和感を覚えました。質問としては、近隣の自治体でこのような誓約書をとっているところがあるのかということと、あと意見としては、この誓約書をとることで、集団生活に馴染めない子どもの保護者の方は、この一文があることで入所を諦めてしまっているのではないかと、そこをすごく気にされているというようなことはないのかなということが気になって、この意見を出させてもらっています。さっき長田委員の方からも、障害者差別解消法に触れられたと思うのですが、この誓約書というのは、障害者差別解消法に触れるのではないかなと危機感を持っています。それが 1 点です。

(4 子どもの人権 情報モラル研修会)

2つ目は、情報モラル研修会です。今、国がG I G Aスクール構想として、児童生徒に1人1台タブレットを配備しています。国の方針では、5年ぐらい先のことですが、今回のコロナで休校となったので、急ぎょ前倒しして、今年度から市内の学校に全部利用されていますが、もちろん回答欄に書いてあることは踏まえての意見です。けれども、やはりそのことで、確かに、これからの時代、子どもたちは、タブレット、インターネット等の中で生きていかなければならないので、もちろん学校が教えていくということを十分踏まえた上ですけれども、でもそこで、取り残されている児童がいるのではないかと、例えば、タブレットを家に持って帰ったときに、それを子どもたちに教えられるかどうか、教えられなくて結局、子どもたちが自分でやらないといけない。サポートしようと思っても、家で宿題をタブレットで持ち帰ったとして、親が教えられないという現状があると思います。導入についてどうしていくのか、持ち帰った場合どうしていくのかなど、ある一定の基準をきちっと決めた上で導入することが必要になってくると思います。また、インターネットの環境ということで、家庭へのWi-Fiの貸し出しはあるのですが、中には、G I G Aスクール構想が導入されるということで、Wi-Fiを買った家がたくさんあります。経済的なこととかも含めてどうだったのかなあ。そのことについて慎重に進めていくことも必要だと思います。あともう1つ、どうしてもインターネット上なので、SNS上の問題が出てきます。その問題を子どもたちに指導しても、問題が起こってしまう。例えばね、人権的な問題が起こったときに、処分するのでは駄目だと思っています。その辺のところをもっとしっかり考えて、やっていかないといけないと思っています。以上です。

1点目のアフタースクール事業の運営について、まず、近隣自治体の状況ということについては、回答書に記載してありますように、近隣3市が誓約書、または同意書、あるいは確認表という形で署名を交わしているということを確認しております。また、入所案内の中で、そういった入所を取り消す記載がされている市もございます。本市におきましては、利用児童の安全・安心を最優先に考え、アフタースクールの運営を行っておりますので、誓約書を記入していただくことで、保護者の方も安心して児童を預けていただくことに繋がっているのではないかと考えております。今、委員がおっしゃるように、子どもたちが学校が終わって、ちょっと開放感があって、中には、ちょっと指導

員の指示や指導を聞けずに、ちょっと羽目を外すような子や、集団生活に馴染めない子など、本当にいろいろな子どもがいます。私たちは集団生活に馴染めない子どもを排除するという考えではなくて、まずは安全・安心を第一に考えています。委員がおっしゃるように不安に感じられる保護者の方がいらっしゃる可能性もありますので、今後、検討させていただきます。

2点目の情報モラル研修会のためのタブレット導入について、近隣では1つの市を除くすべての市町が、家庭への持ち帰りを考えていると確認しています。文科省からも、災害時の活用ということも見据え、タブレットの持ち帰りが安全・安心に行える環境づくりに努めるという通知もございました。ご意見いただいていますように、情報モラルについては、重視しなければならない大事なことであると認識しています。情報モラルについては、従来から学校でも指導し、家庭とも連携しながら指導しているところです。また、この1月と2月に、タブレット導入に関する保護者向けの説明会を教育センターで開催しました。その中でも、タブレットを持ち帰った場合に、子どもたちがどのように使っているかということ、保護者に随時確認をいただきたいとお願いしているところです。今後も学校と家庭が協力しながら、情報モラル教育の充実を図っていき、様々な課題に対応していきたいと考えています。あと、保護者説明会の多かったのが、タブレットを壊してしまった場合の保証のことを不安に思っておられる方でした。物損保証に入っていますので、通常の使用範囲においては保証ができるということです。また、タブレット導入に伴いWi-Fi環境を整えるということで、購入されたということもお聞きしましたが、インターネット環境のないご家庭には、モバイルWi-Fiルーターの貸し出しを行っています。以上です。

ありがとうございます。ちょっとつけ足しということで、アフタースクールのことですが、指示に従わない子どもたちを排除するようなことがあってはいけないと思います。ということは、その子がアフタースクールなり、また学校で、みんなとうまくやっていける方法を考えるのが、大事だと思います。例えば、指示に従わない場合支援員をプラスで配置するとか、そういったことも含めて、誓約書について、検討課題ということで考えていただけたらありがたいです。次に、情報モラルについて、今起こっている問題を情報を共有しながら、どうしていくのか細部にわたって考えていく必要があると思っています。

以上です。

情報モラルのことに主に教育委員会の方から、子どものことを念頭に置いた答弁がありました。SNS上の問題は、子どもに限らず、大人も毒されており、大きな社会問題みたいになっているんじゃないか。それについては、いろんなところでまた議論が出てくるかもしれません。ひとつ皆さんの方からも、そういった問題についても、提起されるんじゃないかなと思っています。私も、人権擁護委員活動の中でこのことが問題になって、勉強する機会がありますが、実は私たちもついていけません。ですから、大人の方が振り回されているみたいに、今後の課題ではないかと思えます。

先ほどのアフタースクールと、GIGAスクールタブレットの関係で、ちょっと意見を言わせていただきます。三木市は、集団生活に馴染めない子どもにプラスして、危害を加えることというのが入っています。平成16年に、アフタースクール実施要綱13条の中に、13条というのはこういう書類を保護者に出しますよという中に、この誓約書というのがあるわけです。いろんな条件が並んだその中の一つに、指導を守れない、あるいは、危害を加えたりして集団生活を送ることができないということが書いてあるわけです。実は、どこの市でも、全国的にもそうなんです。平成15年16年あたりに要綱を作って、その次の年の平成17年に厚生労働省が通知を出しています。どんな通知を出しているかという、発達障害者支援法9条のことです。つまり、三木市ではアフタースクールと言っていますが、全国的に放課後児童対策、学童保育が始まっていく中で、障害のある子は受け入れてもらえないとか、教室の中でキャーと言ったら、「もう帰ってください」と言われるのではないかということで、厚労省は通達を出して、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」ということが明記されました。放課後アフタースクール事業の中で障がいのある子どもの親が預かってもらえない思い、困ってしまうということで、要綱を少し変えたり、暴力をふるったり毎日のように危害を加えたりして、まわりの子どもたちや指導員が危ないので困るような場合に限ると案内状に書いたりしました。障がいのある子どもたちについては、どんどん受入れる方向で、5人いれば支援員1人付けますよとそういうことも含めながら、パンフレットに載せたり、あるいは、集団生活に馴染めない場合は、保護者、事業主催者、教育委員会であれば担当課とよく

相談して、話し合っていきたいと思いますと載せたり、保護者の方も、学童保育まかせではなく、一緒に指導していきますと誓約していただきたいと誓約書の中身を変えたり、パンフレットに障がいのある子どもを排除するものではありませんと安心感を持ってきているところもあるわけです。集団生活に馴染めない子は出てもらうというようなことをパンフレットに書くこと自体が、発達障害者支援法 9 条に違反しているのです。育成会の方、保護者の方、学校の先生方や指導員の方と相談しながら、障がい者を排除するのではないんだということを、要綱やパンフレットでしっかりとわかっていただけるような誓約書なのだと工夫すればいいと思います。

2 点目については、特に昨年コロナにより 3 月 4 月 5 月が学校休業となる中で文科省が 4 月に G I G A スクール構想の文書を出しました。その文書の中で、文科大臣が、家庭に持ち帰ってタブレットを使っていくようにしていきましよう。それはそうですが、オンラインで授業するわけですから、家庭に持ち帰りをしないといけないので、この文書が出ました。全国的にそのことが出て、前倒しになって、政府も予算をつけると。ところが、兵庫県で最も進んでやっている市があります。近畿でも、兵庫県でも、トップで前から実施していた。4 月 5 月から今の三木市と同じように Wi-Fi の環境もルーターも対応しますよ、全部できるようにしますよと、トップを切っておられました。オンライン学習でどんどん使ってきました。ところが、今では、持ち帰りは原則としてやめています。いろいろな問題が出てきて、家に帰って YouTube ばかり観ていたり、夜中でもゲームをしたり、Wi-Fi の環境を整えたが、ある家はプリンターと Wi-Fi の設定できているが、ある家は Wi-Fi どころか、プリンターもないと。もう落差、格差ができていくということで、構想としては、将来的には非常時だけでなく、家でも宿題ができ、長期休業中にも活用してできるようにしていこうとしたが、この半年の間にいろいろな問題が起きたので、年次計画を立てて、少しずつ少しずつ、子どもたちの保護者のモラルや、みんなが意識を高めていく中で、将来的にできるようにしていくことで、一足飛びで家に持ち帰ってはいけないと思います。先日も、人権推進課のフォトコンテストの写真で、いろいろなことをしようと言った時にちょっと待ってと言いました。小学校 1 年や 2 年生が写真を撮って、どんどん人権推進課に送れば、著作権のことは難しいですよ。よそのおじさんの顔が写っていた。どこかのお店の看板が写っていたとなると、著

作権の問題で困ってしまいますね。方向としては、家庭に持ち帰りをしないといけないかもしれませんが、今スパッとやってしまうというんな問題があるのではないかと思います。現場の教職員と相談しながら進めていただきたいと思います。

はい。ありがとうございます。今、提言がありましたが、教育委員会で対応していただきたいと思います。

(1 共通課題 職員人権研修)

失礼します。質問に入らせていただく前に、前回、障がいのある方の就労支援として農福連携の質問をさせていただきました。本会議の市長の所信表明の中で、農福連携事業を推進されるということを市のホームページで拝見しました。障がいのある方に1人でも多く働ける場を提供されるようよろしくお願いします。それでは、今回の質問に入ります。職員人権研修で、LGBTQの理解の促進、性的少数者に配慮した窓口対応をテーマに、全職員を対象に講義や録画上映などにより、徹底した周知を図っておられますが、どれぐらい職員の方が理解できているかを検証されたかお聞きしたいと思います。また、LGBTQの当事者に対して、窓口での対応で改善された点についてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

研修につきまして、いろんなテーマで実施しているところです。性的少数者につきましても、昨年今年と研修したところです。実際に職員がどれくらい理解しているか検証はしておりません。ただ、窓口対応といたしましては、今現在、お名前を呼ばせていただく時には、そのようにさせていただいております。それと、税務課と市民課では番号札を発行していますので、番号での呼び出しに努めているというのが現状です。それと、あと、性別の記載が特段必要ではない申請書とアンケートといったものにつきましては極力性別の記載を削除するように現在努めている次第です。以上です。

ありがとうございます。私は最近、書類の中で性別欄があると少し抵抗を感じるようになってきました。性別欄がある書類等については、例えば用紙にコメント欄を設けて、法律や条例で定められている旨など、その必要性を記載していれば、そういう疑問の解消になるのではないかと思います。それと職員の皆さんがLGBTQについて、正しく理解し、LGBTQであることによって生ずる困りごとの解消や軽減に向けて、必要な対応がどの職員の方も同じようにできるように、例えば具体的な対応策についてマニュアル等を作成される等されては

いかがかと思います。これは提案させていただきます。以上です。

失礼します。この性的マイノリティのことで、市役所に、特に副市長にお聞きしようと思っていたので、関連でお話させていただきます。私、先日、三木税務署でオンライン申請をしないといけなかったので行ったところ、性別があったので、「ここは書かなくていいでしょう」と言うと、「何のことですか」と、「おたくら勉強されてないのですか」と言ったら、私と同じことを3人の人から言われましたと。三木は、意識高い方だと思います。今日の国会でも、オリンピック憲章の中に明確にLGBTQのことが書いてあります。ところが、日本はその法律さえできていない、おかしいねということになったわけです。三同教の研究大会紙上交流がありました。400名の方から意見をいただいて、その中でアンケートをとったところ、「今後の三木市の人権課題は何だと思いますか」という問いに、当然コロナウイルスのことも出てましたし、インターネットのことも出てましたが、外国人、障がい者、同和問題、そしてLGBT等性的少数者が400人の内150人（複数回答あり）の方が回答されました。非常に関心が高いです。そんな中、先日、市議会をFM放送で聞いたのですが、12月議会で、市政懇談会で市民の方からパートナーシップ制度の導入について求める声があったと。そういうことで、議員が質問されたわけですが、その中で、コロナ禍の中で公営住宅の入居申請の受付の件であるとか、あるいは、手術するとき同意を求められますよね、家族や夫婦の間で。宝塚市や三田市などでは、そういうことを認めているわけです。つまり、パートナーシップ制度について、三木市のこれからの方針、あるいは人権教育の中で、こういうLGBTQの問題をみんなで学習していくのか、三木市の基本姿勢をぜひ、出していただきたいと思います。議会の答弁の中で、三木市の人権の審議会の中でぜひ意見を求めていきたいという部長の答弁もありました。そして前向きに検討していくという答弁もありました。ぜひ力強い方向性を大西副市長に出していただきたいと思います。さらに、答弁の中にもありましたが、今年度末、明石市も導入しましたので7つの市が導入して、姫路市と西宮市、猪名川町の3市町が来年度から実施することになっています。準備がいると思いますが、三木市も積極的な取組が必要だと思います。よろしくお願いします。

札幌地裁で、同性の婚姻を認めないことについては違憲であると判決も出ております。パートナーシップ制度の法的根拠はないのですが、

市が証明書を発行すると、例えば市が新婚家庭に、引っ越し費用を助成するとかそういうご夫婦向けの制度があります。それを受けられるというか、認知するという、そういう制度だと承知しています。兵庫県下でも、すでに7市ぐらい導入されて、またそのような流れがあると思います。多様性を認める社会は、絶対そうあるべきだと私も強く認識しています。結論から言うと、パートナーシップ制度を導入する方向で進めていきたいと思っています。ただ、市民の方、議会も含めて、意識が醸成していない状態で制度だけ導入すれば、かえって制度がうまく機能しないということがあってはいけませんので、やはりその制度を作る前提のもとに、議会も含めて市民の方も含めて、多様性を認める性的マイノリティの方を認めるという市民の意識の醸成をしながら、制度に向けて前向きに取り組んでいこうと思っているところです。以上です。

失礼します。私は3点の意見を挙げています。まず1点目、今回の取り組み状況を見ましたが、例年と比べて、どうしてもCの評価が多くなっています。これはコロナの状況の中で、仕方がないことだと考えているので、非難するつもりは全くないのですが、1年間コロナ禍の中で過ごしてきた中で、こうすれば感染が防げるということが十分わかってきているかと思います。先日、卒業式がありました。昨年度の卒業式と今年の卒業式は違います。こうやれば大丈夫だろうという安心感を持ちながらやっている。去年は、これで大丈夫だろうかと危惧しながらやっていたのが、今年は、こことこの窓と戸を開ければ十分換気ができるというように、これだけ開ければ大丈夫だということになりました。またそれぞれの事情で、コロナの期間を活かしていただいて、コロナでCだったのをB、BだったのをAになるように、努力していただけたらと思います。

2点目です。以前は、文書記述してあったり、順番が違っていたり、項目だけが違っていたりしていましたが、去年と比べると、取組状況についての成果と課題がきちんとフォームがそろってきて、前に意見申し上げましたら、きちんと対応をしていただいて、今年度取組状況、成果、課題、来年度に向けて、すべて分けていただいてありがとうございます。わかりやすくなったと思います。ただその中で、項目をきちんと分けている中で、実施回数や相談回数が、成果に書かれている課もあれば、取組で書かれている課もあるというように全体を見て思いました。相談や件数は、取組状況の方に書いていただいて、こんな

事業をした結果、市民の意識が高まりましたとか、そういったことを成果に書かれる方がいいのではないかと個人的には思います。

(7 外国人の人権 多文化共生推進プランの策定)

3 点目、資料 2 の 67 ページの一番下の (16) について、多文化共生推進プランの策定というところで、今年度取組状況が、「今年度の予定はない」となっているのに、自己評価 A になっており、妥当でないと思ったので、書かせていただきました。回答欄を読まさせていただいて、A になっている理由はわかりました。であれば、例えば、今年度の取組状況は、「第 3 次の基本計画期間内の策定をめざして検討している」と取組状況に書いた上で、成果としては、「具体的な課題、来年度の目標が明確になった」と書かれたら、そうなんだなと思うのですが、「今年度の予定はない」で A はどうかかなと思ったので書かせていただきました。以上です。

ご意見、ありがとうございました。まず 1 番については、我々も感染対策を徹底し、開催方法などを工夫して、可能な限り事業を実施していきたいと検討をしているところです。

2 番目につきましては、実際のところ、記述の方法について、徹底できていないところがあったということで反省しております。来年度以降は、すべての所属の担当の方に統一性を持たせるように指導を行っていききたいと思います。

最後の多文化共生の推進プランで、長々と回答欄を書かせていただきました。実は令和 2 年、ちょうど 1 年になるのですが、三木市では多文化共生係という係が 1 つ、新しくできております。そこで担当の係長、担当が見て、このままでは、当時は人権尊重のまちづくり基本計画でいいだらうと思ったわけですが、いやそれでは法律が改正され、県の方でも改正されたということで、このままでは駄目だと再認識をしました。来年以降、必ずできる方向で問題点や成果をすべて認識したので、このように書かせていただきました。評価的には、ずれているのではないかと思うのですが、気持ちのあらわれということでご理解いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。時計を気にしながら進めてまいりましたが、今日予定しておりました 6 人の委員からのご意見・ご質問について回答いただきました。まだまだ、たくさんのご意見があったと思いますが、時間が決まっておりますので、今日の審議会については、これで締めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それ

では、つたない進行で、多くの委員の方で発言出来なかった方もいらっしゃると思いますので申し訳ございませんでした。いろいろ課題も見えてきたこともありますし、ご提言もありましたので今後に活かしていただければと思います。それではこれで令和2年度の第2回人権尊重のまちづくり推進審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。